

1 減免団体登録申請に係る注意事項

□書類提出について

- ・スポーツ交流センターおりづるの減免団体登録を希望する場合、事前申請が必要です。利用予定日直前の申請は受け付けられない場合がありますので、余裕をもって申請してください。
- ・必要書類を提出いただいた後、**当施設の認定基準に基づき審査を行います**。他の施設での減免審査基準とは異なりますので、ご注意ください。
- ・提出いただく書類は郵送（※1）またはメールで受け付けます。**審査に使用した書類については返却はいたしませんので、予めご了承ください。**

□審査結果について

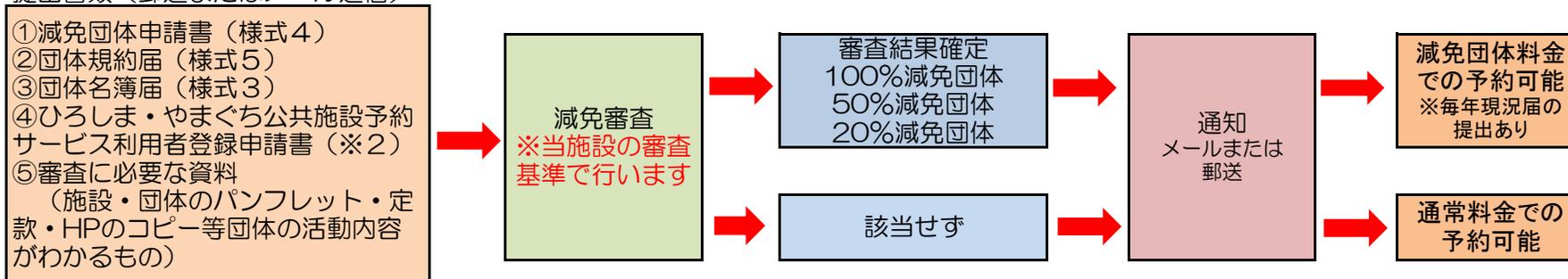
- ・審査結果は、提出いただいた公共施設予約サービス申請書に記載されたメールアドレスまたは返信用封筒に記載された住所にご連絡いたします。すでにネットで団体登録をされている場合は、登録されたメールアドレスにご連絡します。
- （※1）郵送での連絡をご希望の場合は、申請書類をおりづるに郵送される際に、**返信用封筒と94円切手を同封してください。**

□仮予約の取扱いについて

- ・審査結果通知前に予約システムで仮予約をされている場合、審査結果が通知されるまでは本予約に進むことができません。
- ・各施設の予約には条件があります。100%減免団体以外の団体については、予約の際は「その他」の団体として取り扱います。**該当施設の予約条件を満たしていない仮予約については取り消しとさせていただきますのでご注意ください。**

2 減免申請から登録までの流れ

提出書類（郵送またはメール送信）



（※2） ④の「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス利用登録申請書」の様式は、予約システムトップ画面からダウンロードできます。